

専業主婦と税金

POINT

- ①専業主婦(所得がない妻)は、夫の税額計算上、配偶者控除の適用を受けられます。
- ②専業主婦である妻に株式配当収入や株式売却収入等がある場合には、夫の税額計算において配偶者控除の適用可否の判定が必要となります。

1 配偶者控除

配偶者控除は、納税者本人に控除対象配偶者がいる場合に適用を受けることができます。控除対象配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者で給与の支払いを受ける者・白色事業専従者を除きます)のうち、合計所得金額が48万円以下であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である納税者の配偶者をいいます。

控除対象配偶者に該当する人で、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人を、老人控除対象配偶者といいます。

2 専業主婦の税金(上場株式の配当・売却)

専業主婦である妻に株式配当収入や株式売却収入等がある場合には、夫の税額計算において「配偶者控除」の適用可否の判定が必要となります。

妻の株式配当収入の確定申告と配偶者控除の適用について： **P.100**

妻の株式売却収入の確定申告と配偶者控除の適用について： **P.157**

配偶者に給与所得があるときの税金

POINT

例えば妻に給与収入がある場合、妻の給与額により夫の税額計算上、適用を受けられる所得控除額が異なります。

1 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除は、納税者本人に控除対象配偶者がいる場合に適用を受けることができます。控除対象配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者で給与の支払いを受ける者・白色事業専従者を除きます）のうち、合計所得金額が48万円以下であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である納税者の配偶者をいいます。

合計所得金額が1,000万円以下である納税者に、控除対象配偶者に該当せず、合計所得金額が48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者（青色事業専従者で給与の支払いを受ける者・白色事業専従者を除きます）がいる場合、配偶者特別控除の適用を受けることができます。

配偶者特別控除の金額は、納税者本人およびその配偶者の合計所得金額に応じて決まり、所得税については38万円から1万円の範囲、住民税については33万円から1万円の範囲で控除されます。

配偶者控除

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	所得税	住民税	所得税	住民税
900 万円以下	38 万円	33 万円	48 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	32 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	16 万円	13 万円
1,000 万円超	0 円	0 円	0 円	0 円

配偶者特別控除

配偶者本人の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額					
	900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
48 万円超 95 万円以下	38 万円	33 万円	26 万円	22 万円	13 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	36 万円		24 万円		12 万円	
100 万円超 105 万円以下	31 万円	31 万円	21 万円	21 万円	11 万円	
105 万円超 110 万円以下	26 万円	26 万円	18 万円	18 万円	9 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	21 万円	14 万円	14 万円	7 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	16 万円	11 万円	11 万円	6 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	11 万円	8 万円	8 万円	4 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	6 万円	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	3 万円	2 万円	2 万円	1 万円	1 万円
133 万円超	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

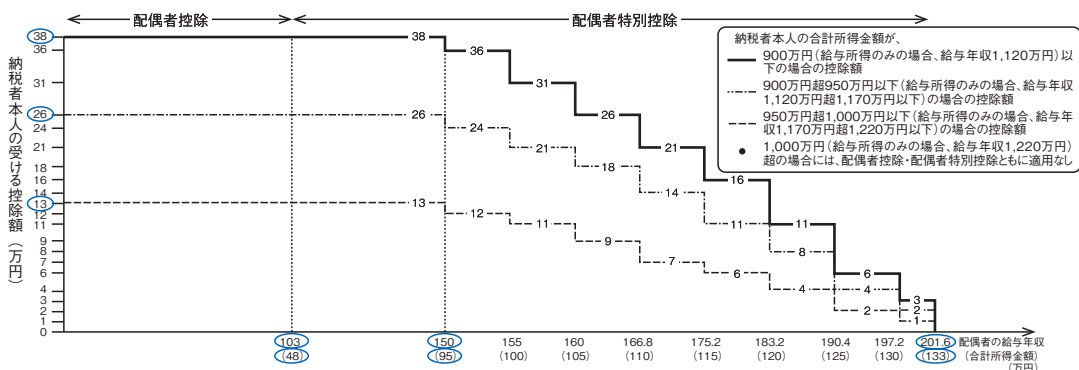
妻の給与収入額が103万円以下（合計所得金額が48万円以下）の場合には、夫の税額計算上配偶者控除の適用を受けることができます（夫の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます）。所得税については夫の合計所得金額によって38万円・26万円・13万円の3段階、住民税については33万円・22万円・11万円の3段階に控除額が区分されます。

また、妻の給与収入額が103万円超201.6万円未満（合計所得金額が48万円超133万円以下）の場合には、夫の税額計算上配偶者控除の適用はありませんが、配偶者特別控除の適用を受けることができます（夫の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます）。妻の給与収入額が201.6万円以上（合計所得金額が133万円超）の場合は、配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。

一方、妻自身の税額計算について、給与収入額から給与所得控除額として最低55万円を控除することができます。所得税については48万円の基礎控除が設けられており、給与の額が103万円以下であれば所得税は課税されません。また、住民税については、自治体により異なりますが、例えば東京23区内の場合は最低45万円の非課税枠が設けられていますので、給与の額が100万円以下であれば住民税も課税されません。

妻の給与収入額	夫の配偶者控除		夫の配偶者特別控除		妻に税金がかかるか否か		
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	
						所得割	均等割
100万円以下	○	○	×	×	かからない	かからない	かからない
100万円超103万円以下	○	○	×	×	かからない	かかる	かかる
103万円超201.6万円未満	×	×	○	○	かかる	かかる	かかる
201.6万円以上	×	×	×	×	かかる	かかる	かかる

配偶者控除・配偶者特別控除と配偶者の合計所得金額との関係



子どもと税金

POINT

- ① 扶養控除の金額は、控除対象扶養親族1人につき38万円(住民税は33万円)です。
- ② 子どもの年齢が19歳以上23歳未満の場合には、学費等の負担が重くなることを考慮して、扶養控除額が所得税については63万円、住民税については45万円となります。

1 子どもと扶養控除

扶養控除の対象となる控除対象扶養親族とは、次の要件をすべて満たす人をいいます。

- ① 納税者と生計を一にする配偶者以外の16歳以上の親族等であること
 - ② その親族等のその年の合計所得金額が48万円以下であること
 - ③ 青色事業専従者で給与の支払を受ける者または白色事業専従者でないこと
- なお、これらの要件をすべて満たす19歳以上23歳未満の者を「特定扶養親族」といい、学費等の負担が重くなることを考慮し、扶養控除額が上乗せされます。

扶養控除額（その年の12月31日現在の年齢）

	対象者	控除額（所得税）	控除額（住民税）
①	②を除く控除対象扶養親族 (満16歳以上)	38万円	33万円
②	特定扶養親族 (満19歳以上満23歳未満)	63万円	45万円

2 16歳未満の子どもの扶養控除について

16歳未満の子どもについては、児童手当制度との関係から、扶養控除の適用はありません。

なお、16歳以上19歳未満の子どもについては、高等学校等就学支援金制度との関係から、扶養控除の上乗せはありません。

住民税についても、税体系上の整合性の観点等から、16歳未満の子どもに対する扶養控除および16歳以上19歳未満の子どもに対する扶養控除の上乗せはありません。

コラム column

国外居住親族に係る扶養控除の見直し

1 内容

その年の合計所得金額が48万円を超える場合には扶養控除の対象となりませんが、国外にいる親族についてはその金額の計算上国外所得が除外されるため、一定の国外所得がある場合であっても扶養控除の対象となっていました。

2020年度税制改正により、国外にいる親族の扶養控除の適用に制限がかかるよう、国外に居住する30歳以上70歳未満の方については、所得金額にかかわらず、扶養控除の対象から除外されることとなります。

この改正は2023年分以後の所得税、2024年度分以後の個人住民税について適用されます。

2 2023年分以後の取扱い

①原則

国外にいる親族のうち、30歳以上70歳未満の者（その年の12月31日現在の年齢）は扶養控除の対象から除外されます。

②例外

上記に関わらず、国外にいる親族のうち下表のいずれかに該当する者は、扶養控除の対象となります。

対象者	必要な書類（※1）
① 国外に留学している親族	留学ビザなど留学生であることを証する書類
② 障害者である親族	戸籍謄本や出生証明書などの書類及び送金関係書類（※2）
③ 国内にいる親族から生活費又は教育費として1年間に38万円以上受けとっている親族	38万円以上送金したことを明らかにする送金関係書類（※2）

（※1）上記①又は③に該当する親族について、扶養控除を受けようとする場合、年末調整時や確定申告時に、それぞれ必要な書類を提出しなければいけません。

（※2）送金関係書類とは、国内にいる親族が国外にいる親族の生活費又は教育費を支払ったことを明らかにするもの（外国送金依頼書の控え、クレジットカードの利用明細書など）をいいます。

親と税金

POINT

親と生計を一にする場合は、その親の合計所得金額が48万円以下であれば、たとえ別居していたとしても子どもの課税所得の計算上扶養控除の適用を受けることができます。一方、親と生計が別の場合には、扶養控除は一切認められません。

1 生計を一にする親と税金

生計を一にする親の合計所得金額が48万円以下であり、かつ青色事業専従者で給与の支払いを受ける者または白色事業専従者でない場合には、親を控除対象扶養親族として子どもの税額計算上扶養控除の適用を受けることができます。また、その親のその年の12月31日現在の年齢が70歳以上であれば老人扶養親族、更に同居していれば同居老親等として、親の面倒をみる場合の費用負担を考慮して大きな所得控除が認められています。

扶養控除額（その年の12月31日現在の年齢）

	対象者	控除額（所得税）	控除額（住民税）
①	②③を除く控除対象扶養親族 （満16歳以上）	38万円	33万円
②	③を除く老人扶養親族 （満70歳以上）	48万円	38万円
③	同居老親等 （満70歳以上、本人または 配偶者の直系尊属かつ同居）	58万円	45万円

なお、「生計を一にする」とは、必ずしもひとつの家に起居していることを要件とするものではありませんから、例えば、仕事、学校、病気等の都合上別居している場合であっても、常に生活費、学費、医療費等を送金しているような場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

親族がひとつの家に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

2 生計が別の親と税金

親と生計が別である場合には、扶養控除は一切認められません。お小遣い程度を親へ援助しているケースは、生計を一にしているとは認められず、控除対象扶養親族に該当しません。